

八王子市立船田小学校 いじめ防止基本方針

八王子市立船田小学校

いじめ対策委員会

1 いじめ問題に対する基本方針

“いじめを許さないまち八王子条例”を受け、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の取り組みを徹底する。

2 いじめ問題に関わる学校の主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②全ての教育活動において、自己肯定感を高め、他者とよりよい関係を築こうとする意識を高める活動や体験を重視し、推進する。
- ③児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置および活動計画

- ①子ども見守りシートを配布し、家庭と学校が連携して児童の些細な変化に気付けるようにする。我が子以外の児童の様子についても保護者や地域から積極的に情報を収集し、いじめの芽に早期に対応できるようにする。
 - ・年度当初：全家庭に配布し回収する。
 - ・通年：ホームページに掲載し、保護者が随時プリントアウトできるようにする。
- ②生活指導夕会（毎週水曜日）で、1週間の児童の気になる行動や様子について情報共有を行い、必要な指導や支援について検討する。校内の環境についても情報共有を行い、児童が安心安全に学校生活を送れるよう環境整備を行う。
- ③いじめ対策委員会を週1回、原則水曜日に行う。いじめやいじめの疑いのある事案について報告し、現状の確認と対応策の検討を行う。いじめ対策委員会の組織は、全教職員、スクールカウンセラー、必要に応じてスクールソーシャルワーカーとする。
- ④「ふれあい月間」では、「いじめに関するアンケート」を実施（学期1回、年3回）し、気になる回答や様子が見られる児童については、個別に聞き取りや面談を行う。また、各学級で友情、思いやり、自他の尊重等をテーマとしたいじめ防止のための授業を行う。
- ⑤児童からの相談や訴えに正面から向き合い、児童や保護者が安心して相談できる環境を整える。
- ⑥スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。（5年生全員面接）
- ⑦気になる児童の調査、相談できる大人の調査を行うとともに、SOSの出し方に関する授業を各学年1単位時間行う。
- ⑧八王子いのちの大切さを共に考える日（7月1日）を設定し、校長講話や「生命の尊さ」に関する授業を行い、学校全体で命について考える取組を行う。
- ⑨Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）をもとに人間関係の把握に努め、必要に応じていじめ対策委員会や校内委員会等で対応を検討する。（5・6年 年2回実施）

⑩毎日の日記や提出文の記述内容を把握し、学年や生活指導主任、管理職等と情報を共有する。

⑪教職員の「いじめに関する研修」を年間3回実施する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

①SNS 学校ルールを基に情報モラルについて指導する。情報モラルウィーク（年3回）では、タブレット使用のルールやマナーについて児童が自ら考える機会とする。

セーフティ教室は、全学年情報モラルをテーマに実施し、ネットやスマホを安心安全に利用するためのルールやマナーについての指導を徹底する。保護者と連携を図り、協力を依頼する。

②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

(4) いじめ防止等のための取組について周知および評価する。

①達成目標を学校評価の項目に設定し、2回の学校評価（7月・12月）で実施する。

②いじめ対策委員会を中心に、いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。

③ホームページなどを通して、いじめ防止基本方針やそのための取組を周知する。

④入学時や各学年の年度初めに児童、保護者、地域及び関係諸機関に本校のいじめ対策について説明する。

3 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめやいじめの疑いを発見した教職員がいじめ対策委員会に報告する。

(2) いじめ対策委員会で対応策を協議し、事実の把握を確実に行う。

(3) いじめを受けた児童の安全確保と不安解消のための支援を行うとともに、その保護者に事実や指導の経過を説明し、理解と協力を依頼する。

(4) いじめを行った児童への組織的・計画的な指導と観察を行うとともに、その保護者に今後の対応について理解と協力を依頼する。

(5) いじめを受けた児童との面談等により、いじめが止んでいることが確認できた後、少なくとも3か月間は見守りによる対応を継続する。

(6) 見守り期間を経て、いじめが止んでいること、本人がいじめにより心身の苦痛を感じていないことが確認し、保護者への説明と同意を得た後、いじめ対策委員会にて解消判断を行う。解消判断後もフォローを継続することとし、保護者に「子ども見守りシート」を配布する。

(7) (1)から(6)の対応経過や議事録は所定の書式にて記録管理をする。

(8) 必要に応じて関係諸機関（SSW、子ども家庭支援センター、児童相談所等）と連携する。

(9) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめを受けた児童の安全確保と不安解消を行い、保護者への説明と協力の依頼を行う。

(3) いじめを行った児童への毅然とした指導と対応を、組織的・継続的に行う。

(4) 教育委員会や警察、学校サポートチーム、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。